

宮古市

宮古市新型インフルエンザ対策 行動マニュアル

平成21年3月策定

平成22年8月一部改定

宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル

目 次

1	宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル策定について・・・3
	○行動マニュアル策定の趣旨
	○行動マニュアルの位置づけ
	○流行規模の想定
	○対策推進のための役割分担
2	新型インフルエンザ対策体制・・・・・・・・・・・・・・7
3	各期における対策・・・・・・・・・・・・・・11
4	市内危険レベルにおける各部課の役割・・・・・・・・・・12
別冊・・・	市内危険レベルにおける各部課の行動マニュアル
資料・・・	新型インフルエンザの基礎知識

1 宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル策定について

○ 行動マニュアル策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されているが、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。

こうした中、平成 21 年 4 月に豚インフルエンザ（H1N1）による新型インフルエンザが発生し、世界的に感染者が増加したことから、世界保健機関（WHO）は、同年 6 月に警戒レベルをフェーズ 6 に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。国内においても、5 月に初の感染者が確認され、夏場以降、感染者が急激に増加し、国立感染症研究所によると、平成 22 年 1 月末までに医療機関を受診した患者数は 2,000 万人を超えると推計されている。

新型インフルエンザの発生時期やその病原性をあらかじめ予測することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であると言われている。

現代は、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代であり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

従って、当市においても国等の行動計画に準じて、新型インフルエンザが発生・流行した場合の市民の健康と社会生活への影響を最小限に抑えることを目的に、市民に身近な立場で対策を実行するため「宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を策定・見直したものである。

○ 行動マニュアルの位置付け

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び県の「岩手県新型インフルエンザ対策行動計画」を上位計画とする。

ただし、新型インフルエンザが実際に発生した際、ウイルスの特性や流行の状況等によっては、行動マニュアルをそのまま適用するのではなく、国等の基本的対応方針等を踏まえて、弾力的な対応を行う場合がある。

なお、今後、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応に係る検証結果を踏まえた国等の行動計画等の対策の見直しに応じて、本書を適時適切に見直しを行うこととする。

・国の新型インフルエンザ対策の状況

国においては、平成17年12月に新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成19年3月1日には新型インフルエンザ専門家会議が、国内で新型インフルエンザが発生した場合の対応策を示した「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を取りまとめ、また感染症法の一部改正により、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、平成20年5月1日から施行されたところである。平成21年2月、改正感染症法及び検疫法や科学的知見の蓄積などを踏まえ、行動計画の抜本的な改定を行い、改定に沿って既存の各種ガイドラインも全面的に見直しを行い平成21年2月17日に公表された。

今般の新型インフルエンザの特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国では、想定していた健康被害の程度とはかなり異なっていることから、その対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、実情に応じて柔軟に対応したところである。

平成22年6月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議は、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策における課題の根本的な改善のため「報告書」をまとめ、国において、新型インフルエンザ行動計画やガイドラインの改定等の検討作業に速やかに着手するよう提言したところである。

・岩手県の新型インフルエンザ対策の状況

岩手県におては、平成18年1月に「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」、平成20年1月に「岩手県新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定しているが、今般の新型インフルエンザの情勢を踏まえ、平成22年4月、従来の対応方針を全面的に見直し「岩手県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定し、今般の新型インフルエンザへの対応を含めた対策の基本とするものである。

・宮古市の新型インフルエンザ対策の状況

当市では、国の行動計画及びガイドラインを踏まえ、「宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を平成21年3月に策定している。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対応については、国等の対応と同様に「宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を弾力的に運用したところであるが、「岩手県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」の策定を踏まえ、所要の見直しを行ったものである。

○ 流行規模の想定（鳥インフルエンザ由来：H5N1を想定した推計）

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計している。

この想定(25%罹患・患者数2,500万人)を基に宮古市の人口比率で算出すると、宮古市で医療機関を受診する患者数は、12,000人、死亡者数は病原性が中等度の場合で約80人、重度の場合で310人と推定される。

また、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下で、中等度の場合での入院患者の発生分布の試算では一日当たりの最大入院患者数は、約10万1千人と推定され、宮古市の人口比率で算出すると約50人と推定される。

しかしながら、あくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生すると考えられている新型インフルエンザが、どの程度の病原性や感染力を持つかは不明である。人口密度の高い地域においてはより多くの人が感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられている。

また、社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族等の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、日常生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響がでることが予想される。

（新型インフルエンザ流行時の健康被害予測）

項 目		宮古市	岩手県	全国
医療機関を受診する患者数		約 12,000 人	約 264,700 人	約 2,500 万人
一日当たりの最大入院患者数(中等度)		約 50 人	約 1,070 人	約 10 万 1 千人
入院患者数 (発生期間中)	中等度	約 250 人	約 5,600 人	約 53 万人
	重度	約 960 人	約 21,200 人	約 200 万人
死亡者数 (発生期間中)	中等度	約 80 人	約 1,800 人	約 17 万人
	重度	約 310 人	約 6,800 人	約 64 万人

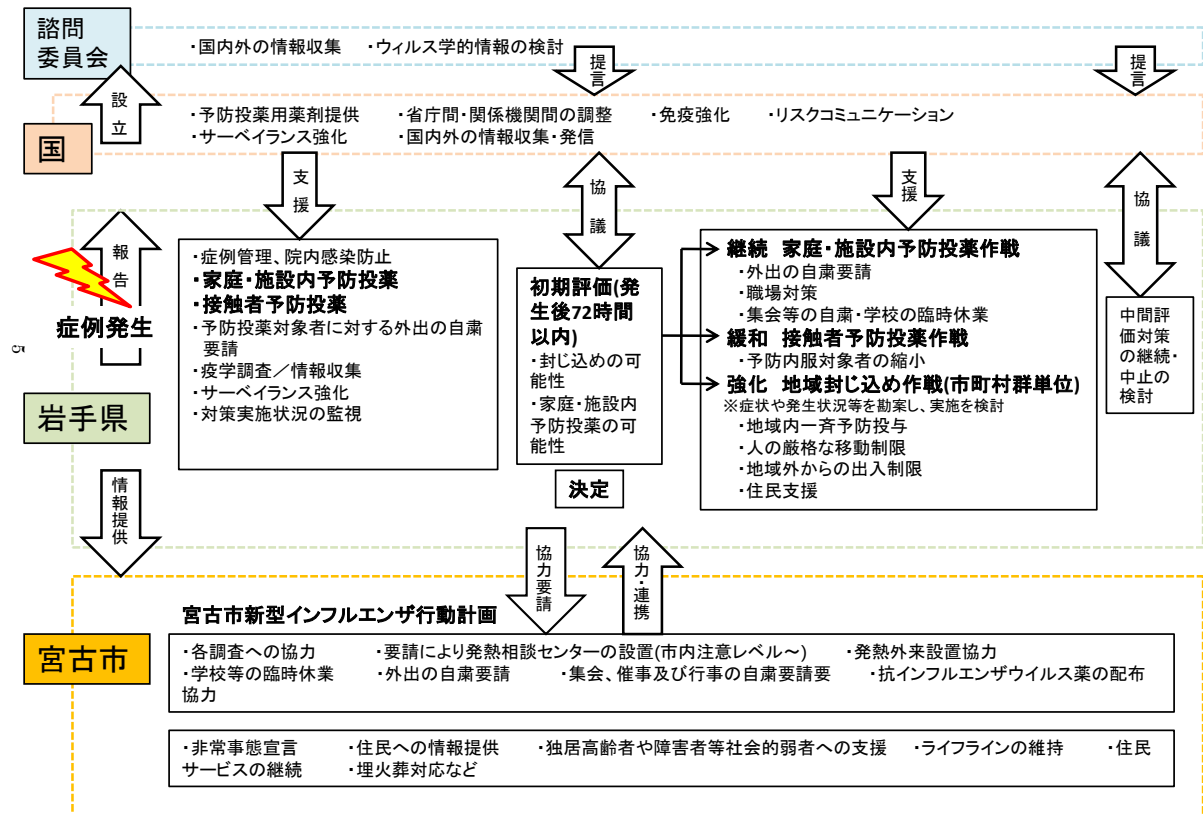
※中等度：アジアインフルエンザ等(致死率 0.53%)

※重度：スペインインフルエンザ(致死率 2%)

○ 対策推進のための役割分担（国の「行動計画」抜粋）

1. 国
国は、新型インフルエンザの発生に備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。 また、各省庁では、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。 新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。 また、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）」を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聞いて対策を進める。
2. 都道府県
都道府県については、行動計画等を踏まえ、医療の確保等に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を急ぐとともに、新型インフルエンザの発生時には、対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。
3. 市区町村
市区町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行う。
4. 社会機能の維持に関わる事業者
医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。
5. 一般の事業者
一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。
6. 国民
国民は、国や地方自治体による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

新型インフルエンザ発生初期における早期対応



2 新型インフルエンザ対策体制

国における発生段階の区分に応じて、未発生期から小康期までを5段階に分類する。新型インフルエンザの流行の発生は市民の危機管理が必要な状態と捉え、海外発生期を「市内注意レベル」、国内で新型インフルエンザが発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態を「市内警戒レベル」、国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態又は県内で発生した状態から発生のピークを超えたと判断できる状態までを「市内危険レベル」とし、これ以降患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態を「小康期」とする。

市の対策本部等の設置については、国における発生段階の区分に応じて、それぞれ対策班、幹事会、本部を設置する。

ただし、新型インフルエンザが実際に発生した際、ウイルスの特性や流行の状況等によっては、この危機管理体制をそのまま適用するのではなく、国等の基本的対応方針等及び全庁的な体制の必要性の検討の踏まえて、弾力的な対応を行う場合がある。

なお、宮古市危機管理基本マニュアル(平成 22 年 3 月策定)においては、「新型インフルエンザ対策班及び幹事会」を「主管部危機対策本部」、「宮古市新型インフルエンザ本部」を「宮古市危機管理対策本部」とみなすものとする。

宮古市新型インフルエンザ対策における危機管理体制

国における発生段階の区分		状態	対策本部の設置	市危機管理レベル
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態		未発生期
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態	対策班（※1）を設置	市内注意レベル
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態	幹事会（※2）を設置	市内警戒レベル
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	対策本部（※3）を設置し、「非常事態」を宣言し必要な対策を講じる	市内危険レベル
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態		
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態		
	回復期	各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態		
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期

※1 「新型インフルエンザ対策班」

対策班は、新型インフルエンザに関する情報を収集するとともに状況を各部署に伝え、市内発生時の初動体制を確認する。

○班長：保健福祉部長

○構成員：健康課長、危機管理課長、消防対策課長

○設置・解散の通知：関係部署及び関係機関に通知する。

※2 「新型インフルエンザ対策幹事会」

新型インフルエンザが国内で発生し、関係各課での対応が必要な場合は「市内警戒レベル」として、市緊急事態警戒態勢としての「新型インフルエンザ幹事会」を設置する。幹事会は、情報を収集し対応を協議するとともに、

「宮古市新型インフルエンザ対策本部」の設置の可否を検討する。

○幹事長：副市長

○構成員：総務企画部長、保健福祉部長、危機管理監、総務課長、企画課長、
総合窓口課長、福祉課長、介護保険課長、健康課長、危機管理課
長、消防対策課長、水道課長、教育委員会総務課長

○設置・解散通知：関係部署及び関係機関に通知する。

※３ 「宮古市新型インフルエンザ対策本部」

国内において複数の新型インフルエンザ集団発生を確認し、幹事会において全庁体制の構築が必要と判断されれば、宮古市地域防災計画に準じ市緊急事態警戒本部態勢として「宮古市新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

なお、幹事会未設置であっても、県内・市内において新型インフルエンザの複数の集団発生があった場合は、直ちに「宮古市新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

本部長：市長

構成員：副市長、教育長、総務企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、
産業振興部長、都市整備部長、危機管理監、田老総合事務所長、
新里総合事務所長、川井総合事務所長、上下水道部長、教育部長、
健康課長、危機管理課長、消防対策課長

新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の対応例

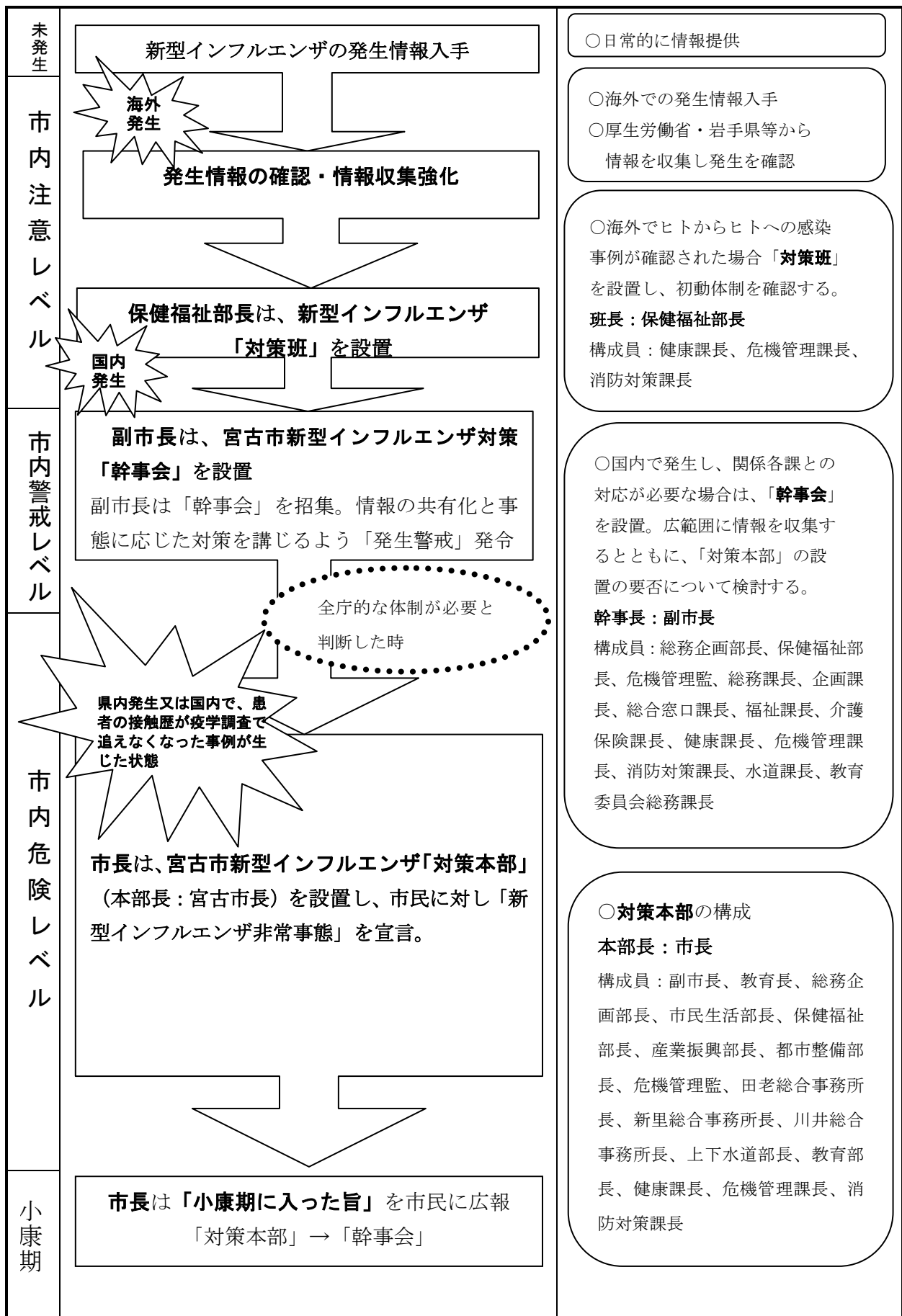
第一段階（海外発生期）市内注意レベル 対策班を設置

第二段階（国内発生早期）市内警戒レベル 幹事会を設置

第三段階 感染拡大期・まん延期 幹事会から対策班に切替

（福祉課長、介護保険課長、教育委員会総務課長を対策班に加え拡充して対応）

○宮古市における新型インフルエンザ危機管理体制イメージ図



3 各期における対策

発生の各段階における主な対策は次のとおりであるが、感染拡大期等の期間は極めて短期となる可能性もあり、各段階での対策は、次の段階に移行して行うことも念頭に置きつつ、状況に応じた柔軟な対応を行うことが必要である。

なお、主な対策は、重症度の高いウイルス（鳥インフルエンザ由来：H5N1）の場合に想定されるものを列挙しており、新型インフルエンザが実際に発生した際、ウイルスの特性等によっては、一部の対策について実施しない場合や内容を変更する場合がある。

《未発生期》主管課：健康課

（所掌事務）

1. 新型インフルエンザ行動マニュアル策定と随時見直し
2. 有事の連絡網構築
3. 物品の備蓄
4. 新型インフルエンザに関する情報収集
5. 新型インフルエンザに関する住民への啓発
6. 新型インフルエンザ訓練に関すること
7. 市内事業者に対して、事業継続計画の策定を促す

《市内注意レベル》主管課：健康課

班長：保健福祉部長

（所掌事務）

1. 新型インフルエンザ対策班の設置
2. 新型インフルエンザに関する情報収集及び各課への情報提供

《市内警戒レベル》主管課：健康課

幹事長：副市長

（所掌事務）

1. 新型インフルエンザ対策幹事会の設置
2. 「新型インフルエンザ発生警戒」発令
3. 新型インフルエンザに関する情報収集及び各課への情報提供
4. 各部課室は対策本部設置以降の動きを確認する
5. 物品の確認（消毒薬、マスクなど）
6. 住民への啓発（咳エチケット、手洗い、うがい、不要不急の外出をしないよう要請）
7. 対策本部設置の可否を決定する

《市内危険レベル》主管課：危機管理課、健康課

本部長：市長

(所掌事務)

1. 新型インフルエンザ対策本部設置
2. 「新型インフルエンザ非常事態」を宣言
3. 各課は、対策本部を中心とし「市内危険レベルにおける各部課の役割」に準じ役割を果たす

《小康期》主管課：健康課

(所掌事務)

1. 市長による「小康期に入った旨」の広報
2. 「再燃期」への対応に備える

4 市内危険レベルにおける各部課の役割

担当組織		各部課の役割
総務企画部	総務課	1. 職員の服務、参集状況の把握に関すること 2. 職員の動員要請への対応に関すること 3. 発生状況の把握と報告 4. 関係機関との連携・調整に関すること
	企画課	1. 感染防止策の周知、社会不安とパニック防止のため、市民への適正な情報提供に関すること 2. 発生状況の把握と報告 3. 関係機関との連携・調整に関すること
	財政課	1. 庁舎等の警備及び車両の運用に関すること 2. 物資及び資材の運搬に関すること 3. 発生状況の把握と報告 4. 関係機関との連携・調整に関すること
	契約検査課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
	税務課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
市民生活部	総合窓口課	1. 死亡届受理事務と対策本部、保健所との連携に関すること 2. 遺体の安置および火葬、埋葬に関すること 3. 関係機関との連携・調整に関すること

	環境課	1. 一般廃棄物の収集・運搬に関すること（ワクチン接種等により排出される特別管理廃棄物については健康課） 2. 所管する施設の利用に関すること 3. 発生状況の把握と報告 4. 関係機関との連携・調整に関すること
	生活課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること 2. 所管する施設の利用に関すること 3. 発生状況の把握と報告
保健福祉部	福祉課	1. 社会福祉施設等の利用に関すること 2. 福祉サービスの継続提供に関すること 3. 在宅要援護者（障害者・ひとり親・生活保護等）の把握と医療、見回り、指導に関すること 4. 保育所・児童館・幼稚園の感染拡大時の施設閉鎖に関すること 5. 発生状況の把握と報告 6. 関係機関との連携・調整に関すること
	介護保険課	1. 介護施設等における状況把握に関すること 2. 介護サービス継続提供に関すること 3. 独居老人・高齢者世帯の医療・生活支援に関すること 4. 発生状況の把握と報告 5. 関係機関との連携・調整に関すること
	健康課 (保健センター)	1. 通常業務から新型インフルエンザ対応体制へ移行 2. 新型インフルエンザ予防接種の実施に関すること 3. 発生状況の把握と報告 4. 咳エチケット、うがい、手洗い、マスク着用の周知徹底 5. 患者・家族への支援（心のケアを含む） 6. 保健所と連携し、疫学調査と接触者追跡調査への協力 7. 所管する施設の利用に関すること
産業振興部	産業支援センター	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること 2. 所管する施設の利用に関すること
	商業観光課	1. 商工会議所及び商店街振興組合等の売惜しみ及び価格高騰抑制の協力要請に関すること 2. 観光事業団体等（ホテル等含む）との連絡調整に関すること 3. 所管する施設の利用に関すること 4. 発生状況の把握と報告

		5. 関係機関との連携・調整に関すること
	農業課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと 2. 所管する施設の利用に関すること
	林業課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと 2. 所管する施設の利用に関すること
	水産課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと 2. 所管する施設の利用に関すること
都市整備部	建設課 道路管理課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと 2. 市道の管理及び交通機能維持の実施に関する こと 3. 物資および資材の運搬に関する こと
	建築住宅課	1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと 2. 所管する施設の利用に関する こと
危機管理監	危機管理課	1. 新型インフルエンザ対策本部の運営に関する こと
	消防対策課 (宮古消防署)	1. 重症患者の搬送と感染防止対策に関する こと 2. 所管する施設の利用に関する こと 3. 発生状況の把握と報告
田老総合事務所		1. 田老地区の情報収集・周知に関する こと 2. 不特定多数の集まりの原則自粛の周知に関する こと 3. 死亡届受理事務に関する こと 4. 庁舎の警備に関する こと 5. 所管する施設の利用に関する こと
新里総合事務所		1. 新里地区の情報収集・周知に関する こと 2. 不特定多数の集まりの原則自粛の周知に関する こと 3. 死亡届受理事務に関する こと 4. 庁舎の警備に関する こと 5. 所管する施設の利用に関する こと
川井総合事務所		1. 川井地区の情報収集・周知に関する こと 2. 不特定多数の集まりの原則自粛の周知に関する こと 3. 死亡届受理事務に関する こと 4. 庁舎の警備に関する こと 5. 所管する施設の利用に関する こと
会計管理者 会計課		1. 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する こと

上下水道部	水道課 経営課	1. 水道水の供給確保に関する事
	下水道課	1. 下水道処理施設の機能維持・確保に関する事
教育委員会	総務課	1. 対策本部との連携、連絡調整に関する事 2. 教育委員会各課との連絡・調整及び対応の指示に関する事 3. 教育機関等における発生状況の把握及び対策本部への連絡に関する事
	学校教育課	1. 小中学校への発生周知に関する事 2. 児童生徒、教職員の罹患者の把握に関する事 3. 感染の疑われる児童生徒の受診指導に関する事 4. 感染拡大時の学校の全部又は一部の臨時休業に関する事 5. 臨時休業中の教育供給体制に関する事
	生涯学習課	1. 所管の社会教育、社会体育施設等への発生周知に関する事 2. 所管の施設の閉鎖、講座等の中止の指示に関する事 3. 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事 4. 所管事業の中止に関する事
	文化課	1. 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事 2. 埋蔵文化財発掘調査現場の作業中止に関する事 3. 所管事業の中止に関する事